

平成17年度知床国立公園利用適正化検討会議第3回資料

「知床半島中央部地区利用適正化基本計画」の具体化検討（案）について

1. 目的

- ・「知床半島中央部地区利用適正化基本計画」の具体化

2. 具体化の検討方法（案）

(1) 作業部会の設置

- ・知床国立公園利用適正化検討会議に、新たに「知床半島中央部地区作業部会」を設置し、知床半島中央部地区利用適正化基本計画の具体化のための検討を行う。
- ・作業部会は、設置要綱第4条3に基づき、座長が設置する。

(2) 作業部会での検討項目

- ・利用の心得
- ・第Ⅰ地域（知床連山地域）
（登山道沿線の修復、野営地等利用のあり方の詳細検討）
- ・第Ⅱ地域（ホロベツ・知床五湖・カムイワッカ・羅臼湖・知床横断道路沿線地域）
（知床五湖、カムイワッカ、羅臼湖の利用のあり方の詳細検討）
- ・その他

(3) 作業部会の構成

- ・作業部会の構成メンバーは、本検討会議の委員若干名の他、特に関係が深い関係行政機関及び関係団体（本検討会議構成団体以外を含む）とし、座長が選定する。

(4) 「中央部地区」作業部会の開催方法

- ・「中央部地区」作業部会の開催は、既に設置されている「検討会議」や「先端部作業部会」と、同一日の開催を原則とする等、委員、関係機関・団体の負担を軽減し、検討の効率化を図る。

なお、作業部会の中で小グループによる検討や関係者へのヒアリングを行う際は、この限りではないものとする。